

ドイツにおける金融派生商品の簿記処理

本 田 良 巳

I は じ め に

1970年代以降、ドイツの金融機関はシカゴ商品取引所 (Chicago Board of Trade), ロンドン国際金融先物取引所 (London International Financial Futures Exchange) 等において金融派生商品の取引を僅かながら行ってきた。その後, 1988年7月, ドイツ先物取引所 (Deutsche Terminbörse) が設立し, 金融機関をはじめ, 一般事業会社も金融派生商品の取引を行うようになり, その取引高は増加している¹⁾。例えば, 1999年度の営業報告書から, コンツェルン貸借対照表総額のうち, 金融派生商品の名目価値の占める比率を示せば, シーメンス71.4%, ダイムラー・クライスラー31.4%, フォルクスワーゲン26.0%の順になっている²⁾。企業財務において, 金融派生商品がいか

1) M. Jutz, Swaps und Financial Futures und ihre Abbildung im Jahresabschluß, Stuttgart, 1989, S. 2—S. 3.

2) 1995年, ゲッパルトは一般事業会社23社を対象にし, 1994年度の営業報告書からコンツェルン貸借対照表総額のうち, 金融派生商品 (名目価値) の占める比率 (%) を調査している。ゲッパルトによれば, 一般事業会社のうち, ダイムラー・ベンツ41.6%, シーメンス32.9%, フォルクスワーゲン31.7%の順で上位を占めている。「表1」もゲッパルトの調査を参考にし, 作成している。

G. Gebhardt, Berichterstattung deutscher Unternehmen über den Einsatz derivativer Finanzinstruments, Die Wirtschaftsprüfung, Jahrgang 48, Nr. 18, 1995, S. 611.

表1 コンツェルン貸借対照表総額のうち,
金融派生商品 (名目価値) の占める比率 (%)

会社 \ 年度	1997	1998	1999
ダイムラー・クライスラー	42.5	39.9	31.4
シーメンス	62.7	59.2	71.4
フォルクスワーゲン	32.0	27.9	26.0

* 次の営業報告書に基づき作成。

ダイムラー・クライスラー → 1998年, 1999年。

シーメンス → 1997年, 1998年, 1999年。

フォルクスワーゲン → 1997年, 1998年, 1999年。

** 通貨単位はダイムラー・クライスラーがユーロであり, シーメンス, フォルクスワーゲンがマルクである。

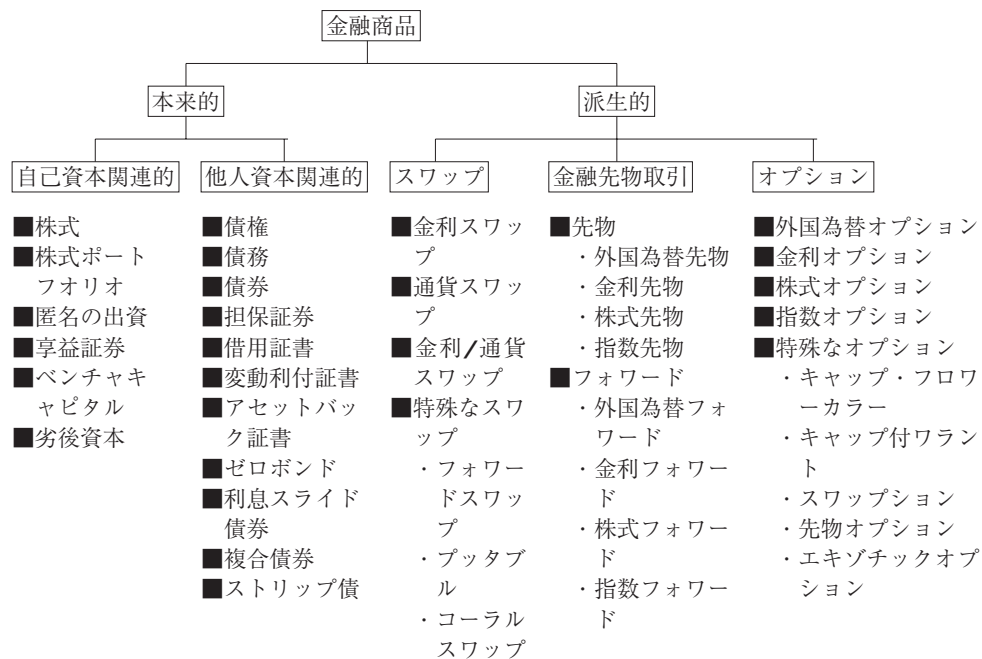
に重要であるかが明らかになる。

かかる状況にも拘わらず、ドイツにおいて金融商品は依然として正規の簿記の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung）の枠内で論じられることが多い³⁾。金融商品の評価に取得原価が適用され、時価評価は認められてこなかった。また、金融派生商品の計上に未決取引を貸借対照表記入しない原則（Grundsatz der Nicht-bilanzierung schwebender Geschäfte）が適用され、金融派生商品の貸借対照表計上は依然として認められていない。したがって、金融派生商品はその財務上の重要性にも拘わらず、正規の簿記の諸原則の枠内で、専ら付属説明書の問題として処理されてきた。

しかし、金融派生商品を含めて、未決取引の問題に取り組むとき、これまで未決取引の計上が付属説明書の問題として確定してきたわけでない。1970年代、未決取引の仕訳が提案され、かかる提案は1980年代に入り、金融機関において金融派生商品の仕訳、

3) 金融商品の体系を示せば、「図1」の通りになる。

図1 金融商品の体系



N. M. Herzig/P. Mauritz, Grundkonzeption einer bilanziellen Marktbewertungspflicht für originäre und derivative Finanzinstrumente, Betriebs-Berater, Beilage 5 zu Heft 15, 1997, S. 8.

貸借対照表計上の議論に影響を及ぼすことになる。また、最近では2001年5月、EU指令の改正が決定し、そこでは金融派生商品の貸借対照表計上、公正価値評価を要請している。かかるEU改正指令を加盟各国は2003年末までに国内法に変換しなければならない。

したがって、本稿において金融派生商品のオン・バランス化の観点から未決取引あるいは金融派生商品の仕訳、貸借対照表計上の提案を中心にみていくことにする。本節に続く第二節ではビーク (Bieg. H) にしたがって、未決取引の仕訳の提案を紹介し、第三節ではかかるビークの提案が金融機関において金融派生商品の仕訳、貸借対照表計上の議論に引継がれていくことをみていくことにする。さらに、第四節ではEU改正指令、ドイツ会計基準委員会 (Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee) の商法改正案における金融商品の処理を紹介し、最後に第五節では本稿において述べてきたところを要約し、結びに代えている。

II ビークによる未決取引計上の提案

ビークによれば、双務契約の履行過程は次の四段階に分けることができる。

- (1) 締結されていない契約
- (2) 締結されたものの、契約当事者の双方によって履行されていない契約
- (3) 締結され、契約当事者の一方によって履行された契約
- (4) 締結され、契約当事者の双方によって履行された契約

ビークはこのうち、(2)を狭義の未決取引、(3)を広義の未決取引と呼んでいる。本稿において未決取引という場合、狭義の未決取引を指している⁴⁾。

- 4) H. Bieg, *Schwebende Geschäfte in Handels- und Steuerbilanz*, Frankfurt am Main/Bern, 1977, S. 25–S. 28. なお、クスモール (Kußmaul. H.) は未決状態の開始と終了との定義を「表2」のように比較している。H. Kußmaul, *Nutzungsrechte an Grundstücken in Handels- und Steuerbilanz*, Hamburg, 1987, S. 101.

表2 未決状態の開始と終了について様々な定義

	未決状態の開始	未決状態の終了
フリダリッヒ	契約の締結、予約の締結、強制的な提供の表明	提供・給付に義務ある者による契約の完全な履行による契約の履行（給付の経済的な増加・減少の関連；前払いの影響なし）

次に、未決取引を貸借対照表に計上すべきか否かが問題になる。簿記上、取引とは資産・負債・資本の変動を伴うものであり、その意味では未決取引はこれまで記帳の対象とはされてこなかった。しかし、未決取引計上の是非は本来、年度決算書の目的から検討されるべきものである。

ところが、商法においても株式法においても年度決算書の目的が明確に確定しているわけでない。ビークによれば、年度決算書の主目的は情報利害 (Informationsinteresse) にあり、その副目的は支払測定 of 利害 (Zahlungsbemessungsinteresse) にある。情報利害とは過去、設定された目的がどの程度、実現されたか、将来、どのような目的の達成可能性があるかを利害関係者に伝達することにあり、支払測定 of 利害とは企業から利害関係者への支払額の算定にある⁵⁾。

かかる年度決算書の目的を精緻化するため、まず、利害関係者の範囲を確定しなければならない。そして、各利害関係者がどのような情報利害を有し、また、支払測定 of 利害を有するかを確定しなければならない。ビークによれば、次のグループが利害関係者として考えられる⁶⁾。

- A) 現在の債権者と潜在的な債権者
- B) 現在の株主と潜在的な株主
- C) 現在の従業員と潜在的な従業員
- D) 経営者
- E) 国庫

シュエリック	契約の締結、オプション契約ならびに条件つき契約の締結、強制的な提供の表明	契約当事者の履行給付により、請求と義務との完全な写像が年度決算書において要求されるとき、終了
パウエア	少なくとも一方の契約当事者の財産法上の拘束によって契約の締結 (請求と反対請求の理由づけ; 予約等は十分でない)	(実現原則にしたがい、) 実物給付の提供とその引取り －狭義: 一方的な履行 －広義: 実物給付義務の完全な履行
ビーク	契約の締結 (予約等は十分でない)	狭義: 一方の契約当事者による一面的な履行 広義: 双方の履行

5) H. Bieg, a. a. O., S. 83—S. 84.

6) H. Bieg, a. a. O., S. 88.

次に、各利害関係者の情報利害と支払測定 of 利害との内容を検討しなければならない。例えば、債権者について、情報利害は(1)現在の、将来の流動性、(2)過去の、将来の期間成果、(3)現在の債務補償 (Schuldendeckung)、ならびに自己・他人の優先的な差押さえ可能性 (Zugriffsmöglichkeit) にあり、支払測定 of 利害は稼得利益を法外な配当から保護すること、法律上、確定された配当制限にある。また、株主、とくに保護を必要とする小株主 (Kleinaktionär) について、情報利害は企業の将来の展開、具体的に期間成果に向けられ、支払測定 of 利害は配当の継続的な獲得にある。同様に、従業員、経営者、国庫についても情報利害と支払測定 of 利害との具体的な内容を検討した結果、各利害関係者の情報利害を流動性の表示と債務補償の表示とに求め、支払測定 of 利害を利益算定規定に求めることができる⁷⁾。したがって、A) 流動性の表示、B) 債務補償の表示、C) 利益算定規定の三つの目的をメルクマールに、未決取引を計上しない現行の貸借対照表規定と、未決取引を貸借対照表に計上する提案とのうち、どちらが年度決算書の目的をよく満たすかが検討されなければならない。かかる検討の結果を要約したものが「表 4」である⁸⁾。

7) H. Bieg, a. a. O., S. 91—S. 178. なお、各利害関係者の情報利害と支払測定 of 利害とを要約すれば、「表 3」の通りになる。

表 3 利害関係者の情報利害と支払測定 of 利害

	情 報 利 害	支 払 測 定 の 利 害
債権者	(1)現在の、将来の流動性 (2)過去の、将来の期間成果 (3)現在の債務補償、ならびに自己・他人の優先的な差押さえ可能性	稼得利益を法外な配当から保護することにあり、法律上、確定された配当制限にある。
株主 (とくに小株主)	企業の将来の展開、具体的に期間成果に向けられている。	配当の継続的な獲得にある。
従業員	現在の、将来の流動性、期待される収益流 列・費用流列に向けられている。	企業の存続、労働場所の確保に必要であるかぎり、利益にある。
経営者	企業の存続にあり、企業の存続の可能性は期待成果、流動性に基づき判断される。	利益稼得にある。
国庫	税務上の規定の遵守、税が正しく計算されているかの確定にある。	国庫収入の確実な獲得にある。

8) H. Bieg, a. a. O., S. 179—S. 289. 詳しくは、拙稿、「ドイツにおける未決取引会計の成立」、大阪経大論集第47巻第4号、1996年11月、37頁～41頁参照。

表4 ビーク提案による年度決算書の目的達成の検討

	貸借対照表上の規定と、ビークの未決取引計上の提案とのうち、どちらが年度決算書の目的をよく満たすか？
A)流動性の表示	今日、未決取引は大きな比重を占めている。したがって、資産・負債・資本の変動を待って記帳するより、契約締結時に未決取引から生じる債権・債務を記帳し、流動性指標の算式に含める方が流動性の情報は改善される。
B)債務補償の表示	破産管財人、和議管財人は未決契約を完全に把握する、本質的に確実な簿記の数値に頼る。したがって、債務補償の表示について未決取引を貸借対照表に計上する提案の方が優れている。
C)利益算定規定	未決取引の計上は配当可能な利益の算定に抵触することなく、経済的な状況の改善のために提案される。

「表4」から、未決取引を貸借対照表に計上する提案の方が現行の貸借対照表規定よりも年度決算書の目的をよく満たすことが明らかになる。そこで、未決取引を貸借対照表に計上する場合、具体的にどのような仕訳が行われるかをみていきたい。ビークはA)売買取引、B)使用賃貸借契約 (Mietvertrag)、用役賃貸借契約 (Pachtvertrag)、リース契約 (Leasingvertrag)、C)貸付契約 (Darlehensvertrag)、D)雇用契約 (Dienstvertrag) を例に仕訳を説明しているが、ここで売買取引だけを取上げ、紹介していくことにする⁹⁾。

買 主	売 主
1. 売買契約を締結する。	
(借) 未決契約から実物提供 債権・給付債権 ×××	(借) 未決契約から貨幣債権 ×××
(貸) 契約から貨幣債務 ×××	(貸) 未決契約から実物提供 義務・給付義務 ×××

9) H. Bieg, a. a. O., S. 290—S. 360.

H. Bieg, Lassen sich die buchhaltungstechnischen Schwierigkeiten in der Erfassung schwebender Geschäfte lösen?, Die Wirtschaftsprüfung, Jahrgang 30/Nr. 5, 1977, S. 113—S. 127. 前掲拙稿41頁～45頁および拙稿, 「ドイツにおける未決取引の記帳」, 大阪経大論集第46巻第4号, 1995年11月, 44頁～51頁参照。

2. 資産を提供する。	
(借) 未決契約から貨幣債務 ××× (貸) 未決契約から実物提供 債権・給付債権 ××× (借) 資産 ××× (貸) 提供・給付から債務 ×××	(借) 未決契約から実物提供 義務・給付義務 ××× (貸) 未決契約から貨幣債権 ××× (借) 提供・給付から債権 ××× (貸) 売上 ××× あるいは資産(帳簿価額) ××× 固定資産の売却, 増価から の収益 ×××
3. 資産の提供前, 前払いが行われる。	
(借) 未決契約からの貨幣債務 ××× (貸) 現金・預金・郵便小切手 ×××	(借) 現金・預金・郵便小切手 ××× (貸) 未決契約から貨幣債権 ×××

次に、決算日における評価問題を買主側と売主側とに分けて説明していくことにする。

(a) 買主側の評価問題

調達契約は締結されているが、決算日に商品の調達が行われていない場合、未決の調達取引の評価問題が生じる。買主にとって調達されるべき資産の価額が契約上、確定された支払義務よりも決算日に下落しているなら、未実現損失が生じている。

買 主	売 主
4. 期待損失の発生が予想される。	
(借) 未決契約損失について 期間外の費用 ××× (貸) 未決契約から実物提供 債権・給付債権 ×××	(仕訳なし)

(b) 売主側の評価問題

未決の調達取引の評価において未実現損失の発生を考えたが、未決の販売取引の評価においては未実現損失の発生だけでなく、未実現利益の発生も考えなければならない。何故なら、販売によってはじめて、利益は実現するからである。

(aa) 期待利益

売買契約時に売買価格で仕訳が行われており、そこには期待利益も含まれている。

したがって、決算日に期待利益を明らかにするため、売買価格債権と実物提供義務・給付義務との差額だけ、実物提供義務・給付義務を減額しなければならない。

買 主	売 主
5. 売買価格債権 1,500 DM, 実物提供義務・給付義務 1,100 DM, 未決契約から期待利益 400 DM である。	
(仕訳なし)	(借) 未決契約から実物提供義務・給付義務 400 (貸) 未決契約から期待され、利益分配、税の支払いに利用されない利益 400

(bb) 期待損失

決算日に販売取引から未実現損失の発生が予想される場合も考えなければならない。損失の発生原因として、①売買価格債権の減少、②実物提供義務・給付義務の増加を考えることができる。

① 売買価格債権の減少

買 主	売 主
6. 取決められた売買価格債権 4,000 DM, 実物提供義務・給付義務 3,500 DM であったが、売買価格債権が 2,700 DM しか受取ることができないと予想される。	
(仕訳なし)	(借) 未決契約から実物提供義務・給付義務 500 (借) 未決契約損失について期間外の損失 800 (貸) 未決契約から貨幣債権 1,300

② 実物提供義務・給付義務の増加

売買価格債権が一定であっても、実物提供義務・給付義務が増加し、この実物提供義務・給付義務が売買価格債権を超える場合、損失の発生が予想される。

買 主	売 主
7. 期待損失の発生が予想される。	
(仕訳なし)	(借) 未決契約損失について期間外の 費用 ××× (貸) 未決契約から実物提供義務・ 給付義務 ×××

Ⅲ ビーク提案の継承と批判

1980年代に入り、ビークの提案は金融機関における金融派生商品の仕訳、貸借対照表計上に引継がれている。まず、ヘルツェル (Hölzel, W) はその著書『外国為替取引の貸借対照表記入』のなかで、次の仕訳を提案している¹⁰⁾。ここで、ヘルツェルは外国為替契約について、商品売買と同様の仕訳を考えている。

買 い 手	売 り 手
1. 外国為替契約を締結する。	
(借) 未決の外国為替先渡取引から 提供債権 ××× (貸) 未決の外国為替先渡取引から 貨幣債務 ×××	(借) 未決の外国為替先渡取引 貨幣債権 ××× (貸) 未決の外国為替先渡取引から 提供債務 ×××
2. 契約を履行する。	
(借) 未決の外国為替先渡取引から 貨幣債務 ××× (貸) 未決の外国為替先渡取引から 提供債権 ××× (借) 通 貨 (A) ××× (貸) 通 貨 (B) ×××	(借) 未決の外国為替先渡取引から 提供債務 ××× (貸) 未決の外国為替先渡取引から 貨幣債権 ××× (借) 通 貨 (B) ××× (貸) 通 貨 (A) ×××

仮に、決算日までに契約が履行されず、外国為替相場に不利な展開、有利な展開が生じるなら、次の仕訳を考えることができる。

10) W. Hölzel, Die Bilanzierung von Devisengeschäften, Frankfurt am Main, 1980, S. 89—S. 92.

買 い 手	売 り 手
3. 為替相場の不利な展開が生じる。	
(借) 外国為替先渡取引から未決取引 損失の期間外の費用 ××× (貸) 未決の外国為替先渡取引から 提供債権 (貨幣債務) ×××	(借) 外国為替先渡取引から未決取引 損失の期間外の費用 ××× (貸) 未決の外国為替先渡取引から 提供債務 (貨幣債権) ×××
4. 為替相場の有利な展開が生じる。	
(借) 未決の外国為替先渡取引から 提供債権 (貨幣債務) ××× (貸) 未決の外国為替先渡取引から 利益分配, 税の支払いに利用 されない収益 ×××	(借) 未決の外国為替先渡取引から 提供債務 (貨幣債権) ××× (貸) 未決の外国為替先渡取引から 利益分配, 税の支払いに利用 されない収益 ×××

続いて、リーベル (Rübel. M) は銀行貸借対照表において未決取引の計上を提案している¹¹⁾。リーベルによれば、貸借対照表の第一段階において伝統的な資産・負債・資本項目を計上し、第二段階において未決取引を計上するのである (「図2」参照)。

図2 未決取引の計上——等価の関係

貸借対照表	
1. 段階	自己資本
	その他の伝統的な貸方項目
2. 段階	未決取引からの請求
	未決取引からの義務

リーベルは未決取引の例示として外国為替先渡取引 (Devisentermingeschäfte), 金利先渡取引 (Zinstermingeschäfte) を考えており, 決算日に先渡取引の不利な展開, 有利な展開により, 貸借対照表は「図3」, 「図4」のようになる。

ところで、ヘルツェルやリーベルとは異なり、シュエリック (Schurig. M) はピークの提案に対して批判的な見方をとっている。シュエリックはその著書『金融機関に

11) M. Rübel, Devisen- und Zinstermingeschäfte in der Bankbilanz, Berlin, 1990, S. 294—S. 295.

図3 未決取引の計上——不利な展開

貸借対照表		
1. 段階	伝統的な借方項目	自己資本
		その他の伝統的な貸方項目
2. 段階	未決取引からの請求	未決取引からの義務

図4 未決取引の計上——有利な展開

貸借対照表		
1. 段階	伝統的な借方項目	自己資本
		その他の伝統的な貸方項目
2. 段階	未決取引からの請求	未実現利益の修正項目
		未決取引からの義務

における未決取引』のなかで、未決取引の計上として次の六つの方法を考えている¹²⁾。

- 1) 未決取引を細分類、予備欄として記載 (Ausgliederungs- und Vorspaltenangabe)
- 2) 未決の借方項目と未決の貸方項目として同額の記載
- 3) ビークの提案

12) M. Schurig, *Schwebende Geschäfte bei Kreditinstituten*, Frankfurt am Main, 1981, S. 349 – S. 365. 例えば、細分類、予備欄の記載として、次の方法が考えられる。

〔細分類〕	〔予備欄〕
有価証券 ×××	有価証券 ×××
そのうち、先渡しで売却 ×××	追加的に、先渡しで購入 ×××

なお、商法典、EC指令等の間で、年度決算書の体系を比較すれば、「図5」の通りになる。

- 4) 未決取引を貸借対照表脚注 (Bilanzvermerk) に記載
- 5) 未決取引を営業報告書に記載
- 6) 未決取引を付属説明書に記載

上記、六つの未決取引計上の方法は、次の基準を用いてその優位性が判定される¹³⁾。

- a) 写像形態 (Abbildungsform) の開示の程度
 - b) 写像形態の情報可能性
 - c) 消極的な情報利害に影響しない
 - d) 支払測定利害に影響しない
 - e) あらゆる未決取引への写像形態の適用可能性
 - f) 現行の写像原則 (Abbildungsgrundsätze), 写像規定 (Abbildungsregeln) への影響
- 各基準の特徴を表示すれば、「表5」の通りになる¹⁴⁾。このうち、a)～c)は情報関連的な基準であり、d)～f)は情報非関連的な基準である。

優位性判定の結果、シュューリックは1)未決取引を細分類、予備欄として記載、2)未

図5 注記事項の欧米型と日本型の比較

株式法 (1965年)	EC指令(第4号)	会社基準法 予備草案	新「会社基準法」 (1965年商法典第3編)	わが国商法
年度決算書	年度決算書	年度決算書	年度決算書	貸借対照表
貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表	貸借対照表	(注記)
損益計算書	損益計算書	損益計算書	損益計算書	損益計算書
	年度決算書			(注記)
	付属説明書	報告書	付属説明書	営業報告書*
営業報告書				利益処分案
説明報告			*	附属明細書
状況報告	状況報告書	状況報告書	状況報告書	

*西ドイツの規定する「状況報告書」は、わが国商法の規定する「営業報告書」に相当するものである。

武田隆二稿,「財務情報画定規準とメディア機能」,企業会計第39巻第12号,1987年12月,17頁参照。

13) M. Schurig, a. a. O., S. 365—S. 366.

14) M. Schurig, a. a. O., S. 367—S. 384.

表5 未決取引の計上について判定基準

		特 徴
情報関連的な基準	a) 写像形態の開示の程度	貸借対照表、損益計算書、付属説明書は年度決算書の構成要素であり、等価の関係にある。それに対して、営業報告書の開示の程度は低い。
	b) 写像形態の情報可能性	例えば、情報量に関して、貸借対照表に狭い範囲が設けられ、営業報告書、付属説明書には狭い範囲は設けられない。
	c) 消極的な情報利害に影響しない	未決取引の情報は株主、債権者の誤った意思決定の危険を示し、貸借対照表計上は合目的でない。
情報非関連的な基準	d) 支払測定利害に影響しない	企業から利害関係者への支払額の算定にあり、ここでは、支払額の算定に影響しないことになる。
	e) あらゆる未決取引への写像形態の適用可能性	いろいろな未決取引の請求・義務に適用可能な、同一の写像形引への写像形態が優先されなければならない。
	f) 現行の写像原則写像規定に影響	現行の写像原則、写像規定への影響の程度。実行可能性の観点から、現行の写像原則、写像規定を変更しない方が望ましい。

決の借方項目と未決の貸方項目として同額の記載とはほぼ同様な理由から、ピークの提案を否定している。シュエリックはピークの提案に対して次のような批判的な見方を示している¹⁵⁾。

- 1) ピークの提案は貸借対照表の膨張 (Bilanzaufblähung) をもたらすことになる。
- 2) ピークの提案は不確実な情報を含んでいる。
- 3) ピークの提案では未実現利益が開示され、このことは現行の写像原則、写像規定に著しい影響を与える。ピーク提案の実現はほとんど期待できない。

最終的に、シュエリックは貸借対照表脚注の記載と付属説明書の記載とを比較し、付属説明書の記載を未決取引のより良い表示と結論づけている。その理由として、次の三つが挙げられている¹⁶⁾。

- 1) 付属説明書は多くの空間を有し、過重負担 (Überladung) になる危険は僅かで

15) M. Schurig, a. a. O., S. 387 – S. 389. また、未決取引の六つの計上方法を各基準ごとに優先順位を示せば、「図6」の通りになる。

ある。

- 2) 多くの、実際上の情報が提供され、予測的な情報は僅かなものになる。
- 3) 付属説明書は明確な情報の提供 (Informationsdarbietung) を可能にする。

ところで、ドイツ経済監査士協会 (Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland) の銀行専門委員会は1987年、『オプション取引の貸借対照表上の処理について』を公表し、これを1995年、『オプション取引の貸借対照表記入』として改訂している。また、1993年、『金融先物と金利先渡取引との貸借対照表記入と監査』を公表している¹⁷⁾。

図6 未決取引の計上方法の優先順位

基準	優先順位
aa	A1~A2~A3~A4~A6>A5
ab	A1~A2~A3 >A4~A5~A6
ba	A5~A6 >A3~A4 >A2>A1
bb	A5~A6 >A4 >A2 >A1>A3
bc	A5~A6 >A4 >A1~A2~A3
c	A1~A2~A4~A5~A6>A3
d	A1~A2~A3~A4~A5~A6
e	A2~A4~A5~A6 >A3>A1
f	A4~A5~A6 >A2>A3>A1

aa: 客観的な開示の程度

ab: 主観的な開示の程度

ba: 情報の量

bb: 情報の確実性

bc: 情報の提供

c: 消極的な情報利害に影響しない

d: 支払測定利害に影響しない

e: あらゆる未決取引への写像形態の適用可能性

f: 現行の写像原則、写像規定に影響

A1: 未決取引を細分類、予備欄として記載

A2: 未決の借方項目と未決の貸方項目として同額の記載

A3: ビークの提案

A4: 未決取引を貸借対照表脚注に記載

A5: 未決取引を営業報告書に記載

A6: 未決取引を付属説明書に記載

16) M. Schurig, a. a. O., S. 388.

このように、銀行専門委員会は個々の金融派生商品について意見表明を行っている¹⁸⁾。骨子は次の通りである。

①証拠金 (Margin) の支払いはその他の資産として、証拠金の受取りはその他の負債として開示しなければならない。オプション料 (Optionsprämie) も同様に処理する。

②基礎取引と担保取引との間に担保が成立する限り、評価利益 (Bewertungsgewinn) は評価損失 (Bewertungsverlust) の金額まで算入しなければならない。

③オプション取引や先物取引の詳細な情報は付属説明書に記載しなければならない。

なお、基礎取引と担保取引との評価単位をミクロレベルにおいて設定する場合、固定貸借対照表記入 (Festbilanzierung) と市場評価との二つの簿記処理が考えられる¹⁹⁾。ここで、アンステート (Anstett. C. W.) の例示に倣い、市場評価の制限的な適用 (eingeschränkte Anwendung der Marktbewertung) を紹介していくことにする²⁰⁾ (次頁参照)。

IV 金融派生商品会計の現状

貸借対照表における金融派生商品の計上の議論として、ゲッパルト (Gebhardt. G) の問題提起が注目される²¹⁾。ゲッパルトは1996年、「図7」に示すような貸借対照表

17) Institut der Wirtschaftsprüfer, Bankenfachausschuß (Stellungnahme 2/1987), Zur bilanziellen Behandlung von Optionsgeschäften, Die Wirtschaftsprüfung, Jahrgang40, Nr. 22, 1987, S. 682—S. 683.

Institut der Wirtschaftsprüfer, Bankenfachausschuß (Stellungnahme 2/1993), Bilanzierung und Prüfung von Financial Futures und Forward Rate Agreements, Die Wirtschaftsprüfung, Jahrgang46, Nr. 16, 1993, S. 517—S. 519.

Institut der Wirtschaftsprüfer, Bankenfachausschuß (Stellungnahme 2/1995), Bilanzierung von Optionsgeschäften, Die Wirtschaftsprüfung, Jahrgang48, Nr. 12, 1995, S. 421—S. 423.

18) M. Jutz, a. a. O., S. 3.

19) C. W. Anstett, Financial Futures im Jahresabschluß deutscher Kreditinstitute, Wiesbaden, 1997, S. 72—S. 73. 固定貸借対照表記入の場合、基礎取引、担保取引いずれも不変の相場で継続的に記入し (リスクの完全なヘッジを想定)、基礎取引と担保取引との評価単位に不均等原則を適用する。他方、市場評価の制限的な適用の場合、基礎取引、担保取引いずれも市場価格で評価し、基礎取引と担保取引との評価単位に不均等原則を適用するのである。

20) C. W. Anstett, a. a. O., S. 74. なお、アンステートによる例示の数値を若干、修正している。

01年11月30日 開始状況 DM 100 の歴史的な取得原価で評価され、保有している債券（名目価値 DM 1.000.000 ）の担保のため、 DM 97,3 （名目価値 DM 100 ）によって4 プンズ先物を売却する。評価単位の設定のため、全ての基準は満たされていることから開始されるべきである。	
01年12月31日：決算日	ミクロ評価単位の設定による補償的な評価
A) 債券の価格：DM 95,0 → 価値の変動：－50.000 （未実現損失） a) 先物の価格：DM 92,0 → 価値の変動： $530 \times 25 \times 4 = +53.000$ （未実現利益）	受取った維持証拠金の成果中立的な処理 → 補償からの利益： +3.000 （借）流動資金 53.000 （貸）その他債務 53.000
b) 先物の価格：DM 92,5 → 価値の変動： $480 \times 25 \times 4 = +48.000$ （未実現利益）	→ 補償からの損失： －2.000 （借）流動資金 48.000 （貸）その他債務 48.000 （借）減価記入 2.000 （貸）有価証券 2.000
B) 債券の価格：DM 102,0 → 価値の変動：+20.000 （未実現利益） → 債券の場合、評価の変更なし a) 先物の価格：DM 99,3 → 価値の変動： $200 \times 25 \times 4 = -20.000$ （未実現損失）	(1) 購入価格の修正として、支払った維持証拠金の成果作用的な処理 (2) 前払金として、支払った維持証拠金の成果中立的な処理 → 利益と損失は等しいから +/－ 0 (1) （借）費用 20.000 （貸）流動資金 20.000 （借）その他資産 20.000 （貸）収益 20.000 (2) 結果なし
b) 先物の価格：DM 100,0 → 価値の変動： $270 \times 25 \times 4 = -27.000$ （未実現損失）	→ 補償からの損失： －7.000 (1) （借）費用 27.000 （貸）流動資金 27.000 （借）その他資産 20.000 （貸）収益 20.000 (2) （借）費用 7.000 （貸）その他引当金 7.000
c) 先物の価格：DM 98,5 → 価値の変動： $120 \times 25 \times 4 = -12.000$ （未実現損失）	→ 補償からの利益： +8.000 (1) （借）費用 12.000 （貸）流動資金 12.000 （借）その他資産 12.000 （貸）収益 12.000 (2) 結果なし

図7 貸借対照表の形式的構造

固定資産	自己資本
	引当金
	長期債務
流動資産	短期債務

未決の販売取引

未決の調達取引

未決の担保取引

外国為替先渡取引

外国為替先物

店頭市場－外国為替先渡取引

金利先渡取引

金利先物

店頭市場－金利先渡取引

スワップ取引

計画された販売取引

計画された調達取引

を提案している。ゲッパルトによれば、「一方では、リスクマネジメントを考慮して、他方では、外部会計制度を考慮して、次の問題が生じる。すなわち、エクスポージャの規定のため、

- ・貸借対照表上、認識された状況のみが考慮されるべきか、
- ・未決取引も広く考慮されるべきか、
- ・全く予想される将来取引も考慮されるべきか²²⁾。

ここで、リスク・エクスポージャの状況を明らかにするため、未決取引あるいは計画取引をいかに貸借対照表本体に計上するかという点にゲッパルトの問題提起はある。

さらに、ゲッパルトは2000年、「表6」の取引関連的なリスクマネジメントの対象を示している²³⁾。ここで、ゲッパルトは金融経済上のリスクマネジメント活動を貸借

21) G. Gebhardt, Probleme der bilanziellen Abbildung von Finanzinstrumenten, Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis, 5/1996, S. 560. 但し、「図7」はゲッパルトの掲げる貸借対照表を若干、簡略化している。

22) G. Gebhardt, a. a. O., S. 561.

表6 取引関連的なリスクマネジメントの対象

貸借対照表記入される資産	貸借対照表記入される負債
ー非財務的な資産 原価指向的な評価 市場価値による評価 ー財務的な資産 原価指向的な評価 市場価値による評価 ー積極的な市場価値をもつ派生的な商品	ー非財務的な負債 原価指向的な評価 市場価値による評価 ー財務的な負債 原価指向的な評価 市場価値による評価 ー消極的な市場価値をもつ派生的な商品
貸借対照表記入されない契約上の債権・債務	
ー非財務的な資産の増加 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー財務的な資産の増加 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー非財務的な負債の減少 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー財務的な負債の減少 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価	ー非財務的な負債の増加（例：用役給付の将来の提供のための契約） 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー財務的な負債の増加 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー非財務的な資産の減少 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー財務的な資産の減少 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価
期待による計画された取引	
ー非財務的な資産の増加 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー財務的な資産の増加 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー非財務的な負債の減少 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー財務的な負債の減少 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価	ー非財務的な負債の増加（例：将来の用役給付について契約） 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー財務的な負債の増加 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー非財務的な資産の減少 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価 ー財務的な資産の減少 将来の原価指向的な評価 将来の市場評価

対照表にも反映しようと考えている。すなわち、

- (1) 貸借対照表項目の計上について、(a)貸借対照表記入される資産・負債、(b)貸借対照表記入されない契約上の債権・債務、(c)期待による計画された取引の全てを対象とし、かかる区分は明らかに、「図7」の問題提起に一致している。さらに(a)~(c)を財務的な資産・負債、非財務的な資産・負債に分類している。
- (2) 金融経済的に指向するリスクマネジメントは収入・支出や市場価値による評価に基づいている。しかし、貸借対照表項目の評価について、金融経済上の評価は財務的な請求・義務のみに引継がれ、非財務的な請求・義務に引継がれていない。何故なら、財務的な請求・義務の場合、市場価値変動の発生が決定的であるのに対して、非財務的な請求・義務の場合、操業リスク (operative Risiko) を考慮して、伝統的な実現が確定されるからである。
- (3) 損益計算書において担保商品の市場価値変動を記載し、それによって、読者は期間成果へのリスクマネジメントの影響を認識し、適切な判断を下すことが可能になる。

現在、ドイツ会計においても会計基準の国際化に伴い、国際会計基準やEU指令の影響を受けている。とりわけ、欧州議会および欧州理事会は2001年5月、第四号指令、第七号指令等の改正を決定し、金融商品について公正価値評価を要請している²⁴⁾。かかるEU改正指令を、加盟各国は2003年末までに国内法に変換しなければならない。

EU改正指令では、金融商品の評価について次のように述べている。

「9.国際的に承認された会計基準と、指令 78/660/EWG (貸借対照表指令——筆者注)、83/349/EWG (コンツェルン貸借対照表指令——筆者注)、86/635/E

23) G. Gebhardt, Risikomanagement und Rechnungslegung – ein Kernproblem in der Diskussion zur Bilanzierung von Finanzinstrumenten, in Wettbewerb und Unternehmensrechnung (Schmalenbaches Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung: Sonderheft; 45), 2000, S. 74. 詳しくは、拙稿, 「ドイツにおける金融商品の市場評価論」, 大阪経大論集第52巻第2号, 2001年7月, 68頁~72頁参照。

24) Richtlinie 2001/ /EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 86/635/EWG des Rates im Hinblick auf die im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und von Banken und anderen Finanzinstituten zulässigen Wertansätze (downloaded from http://europa.eu.int/comm/internal__market/de/company/de/company/account/news/01-770.htm).

WG（銀行貸借対照表指令——筆者注）との密接な関連を保つため、この指令は次のように変更されなければならない。すなわち、指令は付すべき時価（公正価値——筆者注）を基礎に特定の財務的な借方項目、財務的な貸方項目の評価を定めている。それにより、ヨーロッパの会社は国際的なレベルにおける現在の展開に一致して、決算書を作成することができる」。

EU指令の改正を受け、ドイツ会計基準委員会は国内法に変換するため、商法改正の提案を行っている。改正案によれば、まず、金融商品の計上規定について次のような提案を行っている（アンダーラインの箇所を追加）²⁵⁾。

「246条 完全性、相殺の禁止

- (1) 法律上、他に定めがないかぎり、年度決算書はすべての資産、負債、計算限定項目、費用、収益を含まなければならない。金融派生商品の請求・義務は一文の意味において資産・負債である。所有権留保の下で取得された資産、あるいは自己・他人の債務のために第三者に担保された資産、あるいは、他の方法で担保として譲渡された資産は担保物提供者（Sicherungsgeber）の貸借対照表に記載されなければならない。現金の払込みが問題になるときのみ、資産は担保物受領者（Sicherungsnehmer）の貸借対照表に記載されなければならない」。

また、ドイツ会計基準委員会は金融商品の評価を「表7」のように提案している。

「表7」から明らかなように、金融派生商品や金融商品の取引有高を公正価値によって評価し、その価値変動は損益計算書において認識しなければならない。また、売却のために利用される財務上の資産価値も公正価値によって評価し、その価値変動は損益計算書か、貸借対照表の自己資本の部において認識することになる。

ドイツ会計基準委員会はEU改正指令に対して、次のような問題点の指摘も行っている。

- (1) 金融派生商品を含めて、金融商品について貸借対照表計上能力の説明を欠いている。
- (2) コンツェルン決算書について、公正価値の適用は選択権か義務か。EU改正指令は公正価値の選択的な適用を要請するのに対して、ドイツ会計基準委員会は義

25) Aufforderung zur Stellungnahme durch den Deutschen Standardisierungsrat (DSR) zum Vorschlag der Umsetzung der EU-Fair -Value-Richtlinie in deutsches Recht (downloaded from <http://www.drsc.de/>)

表7 商法改正案における金融商品の評価規定

グ ル ー プ	最初の評価 (Erstbewertung)	事後の評価 (Folgebewertung)
金融派生商品 (積極的, 消極的)	取得原価	公正価値／成果作用的
取引有高	取得原価	公正価値／成果作用的
売却のために利用される財務上の資産価値	取得原価	公正価値／成果作用的である あるいは成果作用的でない
満期まで保有される財務上の投資	従来通り, 取得原価	従来通り, 継続的な取得原価
本来的な貸付金, 債権	従来通り, 取得原価	従来通り, 継続的な取得原価
取引有高でもなく, 金融派生商品でもない債務	従来通り, 返済額ならびに履行額	従来通り, 返済額ならびに履行額
発行人の自己資本商品	従来通り, 名目額	従来通り, 名目額

務的 (強制的) な適用を要請している。

- (3) 年度決算書について, 公正価値の適用は選択権か義務か。かかる問題は課税上の問題に関連して明らかにされなければならない。

さらに, 付言するならば, ドイツ会計基準委員会の商法改正案, とりわけ金融商品の計上規定案に対して, ドイツ経済監査士協会は次のような意見を述べている。「(246条 完全性, 相殺の禁止——筆者注) 第二文は次のように定式化されるべきである: 第一文の意味において, 資産・負債は決算日に履行されていない金融派生商品の請求余剰・義務余剰 (Anspruchs- oder Verpflichtungsüberschüsse) である。この修正は同時に, 金融派生商品の請求余剰・義務余剰の形態で, 資産・負債について未決取引を貸借対照表記入しない, 法文化されていない原則の放棄を明らかにしている」²⁶⁾。

V お わ り に

本稿において金融派生商品のオン・バランス化の観点から未決取引あるいは金融派生商品の仕訳, 貸借対照表計上の提案を中心にみてきた。1970年代, ビークによって

26) IDW Stellungnahme: Vorschlag des Deutschen Standardisierungsrats zur Umsetzung der fair-value-Richtlinie der EU in deutsches Recht, Die Wirtschaftsprüfung, Jahrgang 55, Nr. 4, 2002, S. 205. なお, 現行商法上, 未決取引の処理は「表8」の通りである。

未決取引の仕訳が提案され、かかる提案は1980年代に入り、金融機関において金融派生商品の仕訳、貸借対照表計上の議論に影響を及ぼすことになる。また、最近ではゲッパルトによる金融派生商品の貸借対照表計上の提案、さらにドイツ会計基準委員会の商法改正案における金融商品の処理を紹介してきた。最後に本稿において述べてきたところを要約し、結びに代えることにする。

- (1) ビークによれば、年度決算書の主目的は情報利害にあり、その副目的は支払測定 of 利害にある。次に、利害関係者の情報利害と支払測定 of 利害とを検討し、情報利害を具体的に流動性の表示と債務補償の表示とに求め、支払測定 of 利害を利益計算規定に求めている。したがって、流動性の表示、債務補償の表示、利益計算規定の三つの年度決算書の目的から未決取引計上の是非を検討し、未決取引計上の提案が未決取引を計上しない現行の貸借対照表規定よりも年度決算書の目的をよく満たすことを明らかにしている。また、売買取引を例に、未決取引の仕訳を紹介している。
- (2) 未決取引の仕訳の提案は1980年代、金融機関の貸借対照表論に引継がれている。具体的に、未決取引の仕訳を外国為替取引に適用し、また、貸借対照表を第一段階と第二段階とに分け、第二段階に未決取引を計上する提案が行われている。しかし、シュリークは未決取引計上の提案を批判している。未決取引を計上することにより、貸借対照表が膨張すること、不確実な情報が記載されること等から、シュリークは未決取引を付属説明書に記載する提案を行っている。ドイツ経済監査士協会も1980年代後半から1990年代半ばにかけて個々の金融派生商品につい

表8 商法による未決取引の貸借対照表記入

	未 決 取 引		
	義務＝請求	義務＞請求	義務＜請求
特徴	等価	未実現の、消極的な貢献成果（損失）：義務余剰	未実現の、積極的な貢献成果（利益）：請求余剰
結果	未決取引を貸借対照表記入しない。	取引から予想される損失について、義務余剰の金額で予想損失引当金が設定されなければならない。	取引から予想される利益は実現原則に基づき、成果作用的に考慮されない。即ち、未決取引は等価のように処理されなければならない。

K. Küting/G. Langenbucher, Internationale Rechnungslegung, 1. Aufl., Stuttgart, 1999, S.246.

て意見表明を行っているが、この意見表明においても金融派生商品の情報は付属説明書に記載すべきとしている。

- (3) ゲッパルトの所説に従い、未決取引や計画取引の貸借対照表計上を検討しているが、かかる議論は金融派生商品の貸借対照表計上に狙いをおいている。ゲッパルトは金融経済的なリスクマネジメント活動を貸借対照表に反映し、金融派生商品の計上・認識の問題を解決しようとしている。さらにE U指令の改正を受け、ドイツ会計基準委員会は商法改正の提案を行っている。そこでは金融派生商品を貸借対照表に資産・負債として計上し、また、その評価に公正価値を適用し、金融派生商品の価値変動を損益計算書において認識することを要請している。

明らかなように、欧州議会および欧州理事会はI A S第39号（金融商品——認識及び測定）の適用を容易にするE U指令を決定しており、今後、I A S第39号が改正されるなら、そのことを国内化の過程において考慮しなければならない、ともいわれている²⁷⁾。しかし、ドイツ会計基準委員会も指摘するように、金融派生商品の貸借対照表計上能力、金融派生商品への公正価値評価の適用が強制的か選択的か等がポイントになるであろう。このような会計制度のゆらぎのなか、取得原価、実現原則等をこれまで堅持してきたドイツ会計の採る方向が今後、注目されるところであり、本稿において金融派生商品のオン・バランス化の観点から金融派生商品の仕訳、その貸借対照表計上の可能性を検討してきた。

27) IDW Stellungnahme: a. a. O., S. 205.